

1950年代冷戦と北東アジアにおける異議申し立て

高 賢 来（東京大学大学院）

はじめに

1952年、日本は、サンフランシスコ講和条約により西側陣営の一員として独立した。その際、日本は独立後も米軍に基地を提供し続けることを求められ、また、米国による東アジア安全保障戦略の中心的役割を担うことを期待されるようになる。一方、熱戦の当事者となった韓国は1953年の休戦後も前哨国家であり続けた。対日講和後も米国の占領下におかれた沖縄では、次々と基地が建設されていき、住民の意思は黙殺された。

このように、50年代前半には、冷戦という条件下で米国の政策と現地政府の政策が結びつき、冷戦におけるそれぞれの国（もしくは沖縄のようなそれに準ずる行政区域）の「在り方」が形成されていったが、それと同時に、この「在り方」に対して代案を提示する「異議申し立て」も、各地で提起されていった。勿論、性格は国によって異なっていたが、これらの異議申し立ての論理は冷戦において生まれ、その後の国際情勢の変化の中で強まっていったという点で同じ文脈上にあった。

本稿は、こうした50年代前半の北東アジアにおける異議申し立てについて考察する。その際、米国の政策の中で不可分に結びつけられていた日本、韓国、沖縄を対象とし、これらの諸国家・地域内において、異議申し立ての中心となった革新

諸政党（日本社会党、韓国の進歩党、沖縄社会大衆党・沖縄人民党）の主張と行動原理にこの時期にどのような変化が起こったか、その変化の要因は何であったか、そしてそれらが米国の政策にどのような影響を与えたかを明らかにする。そして、さらにそうした各国の異議申し立てを比較することで、それらの差異が米国の政策決定にどのように作用したのかも明らかにしたい。

各地での抵抗や本稿で言う「異議申し立て」を地域大の文脈で捉えたものとして道場親信と佐々木隆爾の研究が注目される。道場は当時の基地反対運動に東アジア大の「反システム運動」の可能性を見出しているが、本稿は、道場のように「反システム運動」を基地問題という直接的な米国との対峙のみに限定することをせずに、より広い意味で捉えたい¹。佐々木の研究は50年代における米国の政策（ドミノ理論）と、東アジア各地での「独立と革命」を対置させているが、50年代中盤の「アジア・アフリカ」主義等の国際情勢の変化の影響について、それらが米国の政策に直接与えた影響に焦点を当てている。これに対し本稿では、共通の前提となりえる50年代中盤の国際情勢の変化が各地の異議申し立てを経由して、米国の政策決定にどのように影響を与えたかを明らかにする²。

本稿は、特に、米国がそれらの異議申し立てへの対応を考慮することとなった1957年6月から

キーワード：

異議申し立て 極東米軍再編 岸訪米 革新政党 北東アジア

7月にかけての岸信介首相訪米と極東米軍再編について扱う。この準備過程に関する研究は多いが³、こうした観点がどのような意義を持つかを、最も包括的にこの問題を扱っている李鍾元の研究に二つの批判を試みることで明らかにしたい⁴。

まず、李の研究は日本国内の反基地感情と韓国国内の進歩党の躍進の同時性を見ていない。李はアイゼンハワー政権に特徴的な経済に配慮した対同盟国政策が、まず地域的中心の日本に適用され、次に遅れて周辺である韓国への適用が模索され始めたと主張しており⁵、そうした政策の韓国への適用の背景として、冷戦の政治経済競争への変質、ロストウ・ミリカンの開発主義の広まり等とともに、韓国の国内政治上の変化である、進歩党等の野党の躍進を挙げている⁶。しかし、進歩党が最大の政治的インパクトをもっていたのは岸訪米、極東軍再編の準備の時期であり、結局この時期には、地域的中心の日本を優先する米国の政策の前に対韓政策の転換は頓挫したのである。その後、米国は韓国においては、経済開発よりも保守勢力同士の権力闘争への対応に忙殺されることとなる。

二点めは、50年代に軍事の韓国と経済の日本という地域内分業が形成されたことが、韓国の経済発展の制約要因として働いたという主張自体についてである⁷。確かに、こうした側面は否定できないが、それだけでは、同じく北東アジアの「軍事」を担う地域内の「周辺」である沖縄、台湾に対するアイゼンハワー政権の政策が、50年代後半に対韓政策よりも早く「経済重視」に転換したことを説明できない⁸。本稿では、その要因を異議申し立ての強さと、その性質にあることを、各地の異議申し立てを比較することで明らかにしたい。

1. 日本

(1) 日本社会党と中立主義

本項では、日本の異議申し立ての中心の一つで

あった左右両方の日本社会党について扱うが、この問題については別稿で詳述したので、ここでは簡単な記述に留めたい⁹。

51年に講和問題への対応の違いによって分裂した両社会党であったが、54年前半、保守党間の政権タライ回しや、逆コース政策に対抗するために、再統一が模索されるようになった。そして、4月には両党幹部が将来の統一について合意し、吉田内閣総辞職後の55年2月の総選挙では統一が公約され、10月に合同大会が開催されたのである。その過程で、統一の最も大きな障害の一つであった安保政策の差異については、相互に歩み寄りが試みられ、さらに国際情勢の変化に影響を受けることで、その内容はより積極的に国際平和に働きかけるものとなっていった。以下、その過程について考察したい。

分裂直後の左派社会党（以下左社）の外交政策は、米ソによる第三次世界大戦を阻止する所謂「第三勢力」の方向へ進むことで平和を守るというものであったが¹⁰、安保政策は、戦争に巻き込まれることを回避するという従来の消極的な中立主義の考え方であった。それに対し右派社会党（以下右社）は、共産主義を国際平和への脅威と認識し、安保政策においては中立主義を否定して西側陣営との協調を主張していた¹¹。

変化はまず左社に起こった。53年7月の朝鮮休戦と、国際社会において近似した構想が議論されるようになったことが、53年9月、利害関係国との日本の中立に関する条約締結を推進するという考え方を、左社が新たな外交方針として採用することを可能にした¹²。この構想の根底には日本の戦争回避だけではなく、戦争自体を防ぐというより積極的な狙いがあった¹³。上述の外交政策における積極性が安保政策にも適用されたと言える。これに加え、国際的な緊張緩和は、左社が従来持っていた世界平和への使命感自体もより強化していった¹⁴。

そして、イーデン（Anthony Eden）英外相が

インドシナ休戦に際して、54年6月に東南アジアへのロカルノ方式の適用について言及すると、今度は右社が、その直後の左社側との会談において、日米安保条約及びSEATOと中ソ友好条約の間に架橋する形でこの方式を日本に適用することを提案した¹⁵。しかし、会談において右社側はソ連の脅威についても述べており、その変化は、中ソの中立保障には頼らないという54年度運動方針を超えるものではなかった¹⁶。しかし、9月の超党派の日本国会議員団訪中は、右社の対中脅威認識を大幅に緩和し、こうした運動方針を再考させた¹⁷。

その後、両社会党は統一のために、55年の5月から綱領政策小委員会において政策の妥協点を探した¹⁸。ここで左社代表は、新ロカルノ協定式安保機構内で侵略が起こった際の対処法として、全加盟国が被侵略国を経済的・外交的に支援することを提案したが、その際、直前のバンドンでのアジア・アフリカ会議の成功に影響を受けたものと思われる発言をしている。しかし、結局、55年10月に発足した統一社会党の安保政策は、侵略への対処は曖昧にした「日米中ソを主要参加国とする集団的不可侵及び安全保障条約を結ぶ」という記述に落ち着いた¹⁹。この結果は、表現上「中立」を取り下げ実質的にも細かく譲歩した左社に対し、右社は「自由世界への帰属」という態度を放棄する形で、双方が中立主義的な色彩を帯びた「自主独立」という立場で妥結したものといえる。

以上のように、朝鮮休戦後の国際情勢の変化は、議会内で急速に勢力を拡大しつつあった両社会党に、統一の過程で、理念的にも従来以上に積極的な平和外交の立場をとるように促したのである。

(2) 日本の自主独立と米国

こうした社会党を含む中立主義勢力に対し、日本を西側陣営に留めたかった米国は警戒感をあらわにした²⁰。こうした懸念が、55年4月に、日本の軍事的貢献より政治・経済的安定を優先する

ことを明言した政策文書であるNSC5516/1へとつながる²¹。しかし、米国の中立主義への懸念は、その後両社会党の統一によって強まったように思われる。統一後の社会党は国務省内で「全体として中立主義的」と評された²²。

その後、統一社会党の勢力が増大した56年7月の参院選は、米国のさらなる懸念増大の契機となった。こうして、米国務省や在日大使館において日本が最近「国家のプライド」に再び目覚め、米国からの「完全な独立」の欲求を高めていることが懸念され始め²³、その後、岸訪米へとつながるような対日政策の調整が模索されることとなる。

2. 韓国

韓国では、56年5月の正副大統領選挙において、有力な野党として、保守で反共の民主党と、革新の進歩党（当時はまだ推進準備委員会）が、保守与党自由党と対峙することとなる。そして、大統領選挙では現職の李承晩が勝利したが曹奉岩進歩党候補も善戦し²⁴、副大統領には、大衆の生活水準向上の欲求に訴えた張勉民主党候補が当選した。本稿では、特に、曹を中心とする革新政党進歩党の「平和統一論」と「社会民主主義」について考察する。

(1) 平和統一論と社会民主主義

まず、平和統一論について考察する。提唱者である曹は、大韓民国成立前後にはすでに平和的に南北を統一することを主張していた²⁵。しかし、朝鮮戦争勃発後暫く、曹は反共的な姿勢をとり続け、56年の選挙に際し漸く南北統一選挙による平和統一論を再び公に掲げることとなる。本稿は、曹が再び平和統一を唱えることを可能にし、また、その際の主張の具体的な内容にも影響を与えた諸要因について考察する。

54年4月の朝鮮問題を協議するためのジュ

ネーヴ会談の直前に、会談への対応策を提議することを目的として書かれた「我々の当面する課業」という論説で²⁶、曹は統一の手段として武力統一とともに、会談の結果行われうる南北統一選挙に触れている。文中で曹は、ソ連の平和攻勢を信用しない反共的姿勢をとったが²⁷、後の回想によれば、この時にはすでに平和的統一しか方法はないと考えていたという²⁸。いずれにせよ、インドシナ休戦による緊張緩和が武力以外の統一方法の主張を可能にしたことは事実であり、この「統一選挙」という考え方がその後の曹の思想の軸となる。

その後、曹は56年の選挙において「平和統一論」を強く打出したが、その具体的内容は57年10月に執筆した「平和統一への道」に示されている。まずここで曹は、統一が必要な理由を三つ挙げている。一つめは、民族的感情、二つめは経済的事情、そして、三つめが、朝鮮半島を原因とする世界戦争の回避であった²⁹。その上で、曹は武力統一は時代遅れだと断言したが、その理由は大きく二つあった。一つは、曹が特に原水爆の問題を懸念し、同盟網が整備されている現在、朝鮮半島の戦争が世界大の核戦争を誘発すると考えていたことであり³⁰、二つめは、緊張緩和と並行してジュネーヴ会議や国連総会において朝鮮問題の平和的解決が模索されていたことであった³¹。別のインタビューでは、曹は他にも理由の一つとして世界的な平和主義の潮流を挙げている³²。

このような平和統一論を、曹がこの時期になって主張するようになった国内政治的要因としては、56年の選挙において他の勢力と一線を画する必要があったこと³³、そして、休戦後、武力統一の主張が求心力を失っていく中で、ジュネーヴ会議において卞榮泰韓国外相が条件付きではあるが南北同時選挙を主張するなど、曹が国内の言論状況が以前より自由になったと認識したことが挙げられる³⁴。さらに、ここに国際的な要因が加わる。まず注目されるのは、曹が54年には批判していたソ連の平和共存への努力を、その後ある程

度評価するようになったことである³⁵。このことから、この時までには曹は国際的緊張緩和を強く意識するようになっており、こうした世界的潮流が平和統一の主張に大きく影響を与えていたことがわかる。また、大陸中国の台頭が、曹に平和統一論を主張する機会を与えたことも注目される。曹は、ジュネーヴ会談後、米中両国の関係が好転して大陸中国の国連加盟問題が考慮されるようになれば、朝鮮問題の解決も難しくないだろうと考えたのである³⁶。

次に、進歩党の社会民主主義思想について検討する。50年代中盤に社会民主主義の議論が活発化した背景にはいくつかの要因がある。まず、国内的な要因としては、朝鮮戦争終結後の経済建設の方途の提示が必要となったこと、そして、革新政党である進歩党の結成準備が社会民主主義に関する議論の場を提供したことが挙げられる。

次に、国際的要因であるが、一つめは、緊張緩和とともに登場した曹の平和統一論に関連している。曹は平和統一論において国連監視下の南北総選挙による韓国の勝利を目指していたが、それには韓国国内の大衆に民主主義のよさを教える必要があると考えた。そして、その手段として、曹は社会民主主義によって、大衆の経済的な問題を解決しようとしたのである³⁷。

二つめは、原子力技術の発展であるが³⁸、注目すべきは、三つめの世界の修正資本主義・社会主義の趨勢である。進歩党はヨーロッパの修正資本主義・社会民主主義の動きにも影響を受けたが³⁹、より重要であったのは、発展途上国の速やかな発展のためには社会民主主義を選ばなければならないという認識であった⁴⁰。この考え方は、A・A会議を主導した国々が、「社会主義的福祉国家志向」であった（と、少なくとも進歩党は認識していた）ことに、刺激されたものであった⁴¹。

このように、国内の政治的変化と、緊張緩和やA・A諸国の影響力増大という国際情勢の変化の中で、曹と進歩党はその主張を前面に押し出して

いくこととなる。

(2)1956 年大統領選挙と米国

米国は、欠点はあっても韓国を安定させる手段として有効であった李承晩政権を揺るがす、こうした曹の影響力増大を注視していた⁴²。在韓米大使館は、5月の選挙結果を、資本主義への幻滅と計画経済への一定の支持と認識した。また、韓国を訪問した米予算局のメイシィ（Robert M. Macy）も、韓国の人々が韓国政治の左傾化を懸念していることに注目し、民主・進歩両野党に選挙の争点とされていた⁴³、韓国経済の負担となっている過大な軍事力の削減の必要性を指摘した⁴⁴。他にも、56年には韓国の現状を見た米国当局者からの政策提言が多くなされ、米国政府内でも韓国経済について議論されるようになっていった。それらの要因としては、主に、アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権の対外援助削減の試みと、韓国経済の復興段階の終了が挙げられるが、本節で述べた韓国における野党勢力の成長も一つの要因であったと考えられる。

3. 沖縄

異議申し立てが最高潮に達した56年の島ぐるみ闘争当時の沖縄における主要政党は、行政主席比嘉秀平を党首とし、復帰よりも米軍統治に積極的に協力する「現実主義」保守与党の琉球民主党、日本復帰を基本理念として中道と革新の間で揺れる沖縄社会大衆党、非合法共産党組織を持ち、米軍統治と強く対峙する沖縄人民党の三政党であった。本節では革新勢力である社大党と人民党の異議申し立てについて考察する。

(1) 沖縄社会大衆党と復帰運動

社大党は復帰運動の中心の一つであったが、その祖国復帰の主張の強弱には時期によってムラがあった。本稿の対象とする時期において、社大党

の復帰の主張が強まる条件は、講和会議、奄美復帰、日本の国連加盟など、沖縄が便乗して復帰を主張できる「国際法上の変化のチャンス」が存在することであり、その時期が去ると、同党は、日本復帰よりも自治拡大・民主化の方に重点をおくというパターンが存在した。

社大党が日本復帰を公式に党是としたのは、対日講和条約に際して沖縄の帰趨が問題となっていた51年3月であった⁴⁵。その後、人民党と共同で組織した日本復帰促進期成会は活発に署名運動を展開したが、結局、復帰はかなわず、その後、琉球中央政府の設立が決定し、52年3月に立法院の選挙が開かれることになると、社大党は自治拡大に重点を置くようになる⁴⁶。

しかし、9月に、日本外務省筋が奄美大島の日本復帰が近く実現する旨言明したことで、沖縄政界で再び復帰論議が盛り上がり、10月には立法院において沖縄を奄美と同時に復帰させることを求める決議が全会一致で可決される⁴⁷。11月の社大党中央委員会では、日本復帰政策について「積極的運動を展開」することが決定され、翌月には平良辰雄社大党委員長が東京に赴き、参議院において祖国復帰への支援を訴えた⁴⁸。

その後、53年に立法院において社大・人民両党による野党連合が結成されたが、3月に発表されたその統一綱領の中には「条約三条撤廃、即時完全日本復帰実現」という表現が含まれていた。社大党は本来、米軍統治の法的根拠となっている講和条約第3条の「撤廃」を公式な方針としてはいなかったが⁴⁹、ここでは人民党に合わせたものと思われる。また、この時期、社大党は「即時復帰」という表現も多用するようになっていった⁵⁰。

その後、社大党は10月に奄美復帰後の方針として、中央委員会で「新事態への対処」を確認したが、その内容は、統一綱領の「即時復帰」からの少なからぬ後退であった⁵¹。さらに、アイゼンハワー米大統領が54年1月7日、年頭教書で「沖縄の米軍基地を無期限に保持する」と述べると、

社大党は同月30日の党大会で、これに迎合するような宣言を行った⁵²。その後も、米軍当局の復帰運動に対する弾圧は一層強まっていき、6月に米国民政府が共産主義者の公職追放を示唆すると、社大党は動揺し⁵³、さらには、民主党の反対によって立法院での日本復帰決議案否決が確定視されるようになると、社大党議員は決議案を上程させないことで否決を避けようとした⁵⁴。他方で、「復帰ができないならば」と、社大党は、民主主義・自治拡大の追求へと政策の重点を移していく⁵⁵。

しかし、56年に再び状況は変化する。6月に米国の沖縄における軍用地使用料の一括払いというプライス勧告の内容が明らかにされると、この事実上の買い上げへの超党派的な抵抗が生じた。その際、社大党が依拠した論理とは、党の基調である人権と民主主義の擁護、そして、「沖縄の領土主権国は日本」であるから、この問題に関しては日本政府が米国と折衝する必要があるというものであった⁵⁶。この領土主権というスローガンは、土地問題を経済問題にだけではなく、祖国復帰の問題と結びつける契機を含んでおり、島ぐるみ闘争において広く使用されることとなる⁵⁷。

また、緊張緩和の流れの中で日本がソ連と国交を回復し、56年12月18日の国連加盟が実現すると、国連憲章78条の、加盟国には信託統治を行うことができないという規定に依拠して、沖縄を信託統治適用まで米国の統治下に置くとする講和条約第3条自体が無効であるという主張が可能となった。これを根拠に、社大党は同月19日に日本政府に施政権返還実現を主張する電報を打ち⁵⁸、翌年2月の第9回党大会でも、祖国復帰の主張を前面に押し出した⁵⁹。

この時期の社大党の祖国復帰の主張の強まりは、基底にある国際法上の変化のチャンスだけでなく、この時期に特有の二つの要素によって助長された。まずは、島ぐるみ闘争の影響である。米軍統治への不満の大規模な噴出は、それまでになく沖縄住民を政党の主張に注目させ、また、日本

本土にも沖縄の状況を強く意識させた。そのため、米軍は従来のように弾圧を加えにくくなり、沖縄における言論・運動空間が従来よりも開かれることとなった。さらに、社大党自体も土地問題のような不利益の根本的解決を、祖国復帰と強く結びつけた⁶⁰。

二つめは、A・A会議に見られるように世界的に反植民地感情が高まったことである。以前にも、人民党に合わせて、社大党が「植民地」という言葉を強調したことはあった⁶¹。しかし、55年4月のA・A会議以降、社大党は、そこでのインドネシアのスカルノ（Soekarno）大統領の演説の表現を援用し⁶²、米軍の統治を「新たな植民地主義」に擬えて批判するようになる⁶³。スカルノは、植民地主義の定義が古典的な狭い意味に限定されることに警鐘を鳴らしたのであり、この「植民地」の定義の拡大が、特殊な形態で「異民族」に支配されている沖縄の姿と結びついたのである。

このように、56年には、社大党は島ぐるみ闘争とバンドン精神に支えられながら祖国復帰を三たび強く主張することとなったのである。

(2) 沖縄人民党と反基地闘争

人民党は、51年の署名運動以降祖国復帰を強く主張し続けた。さらに、50年代前半の、日本共産党との連携、特に土地問題に表れた沖縄における米軍の圧政、そして国際情勢の変化といった諸要因は、人民党の反米的性格を強めていった。以下、その過程を見ていく。

53年に沖縄で非合法共産党組織が結成され、瀬長亀次郎・人民党書記長がその委員長を兼務することとなった。結成の目的は、米軍当局による人民党非合法化に備えた大衆闘争を推進する地下組織の整備であり、日本共産党の武力闘争路線は沖縄では実行不可能であったため採用されなかったが⁶⁴、これを契機として人民党の主張は急進化していくこととなる。従来、日本共産党は51年2月の第4回全国協議会ですでに沖縄から米軍

を撤退させる方針を表明していたが⁶⁵、人民党の51年12月の第5回党大会の一般報告では、基地に関しては強制立ち退き反対と軍用地使用料支払いの要求が中心となっており、その存在自体を問題とする言説は表向きは殆どなかった⁶⁶。立法院においても、瀬長は基地問題に関する発言には慎重で⁶⁷、沖縄共産党組織設立の直前でさえ、自身が発議した復帰についての決議は、「駐留軍撤廃は謳っていない」と明言している⁶⁸。しかし、沖縄共産党組織が設立されて初めての党大会である、53年12月の第6回大会は、米国による沖縄植民地化の目的を「アジア侵略」や「日本の解放運動を沖縄からおさえつける」ための基地化と定義した⁶⁹。この変化は、瀬長の「世界的な民族解放戦線」に沖縄を連ねるという従来の姿勢の延長線上ではあるが⁷⁰、他方で、日本共産党の方針が本格的に採用されたことを示しており⁷¹、さらに、54年4月には党中央から、沖縄問題の中心は基地反対の闘争だという指令が下された⁷²。また、54年3月の第五福竜丸被爆事件が増大させた「原水爆戦争」の恐怖も人民党の舌鋒を鋭くさせた。同年8月に、瀬長は立法院で原水爆に反対する決議案を発議し、沖縄戦の経験や福竜丸事件を挙げて、沖縄の原水爆基地化を批判した⁷³。このように、人民党は日本共産党との本格的な連携の始まりや福竜丸事件と前後して、より激しく米軍基地の存在を批判するようになっていったのである。

ただ、これはあくまで公式の場においてのことで、例えば、沖縄人共産党を組織するために人民党へ派遣された奄美共産党員の林義己は、52年3月には沖縄は朝鮮爆撃の拠点であるという認識の下に活動しており⁷⁴、さらに、その奄美共産党の最高指導者は人民党の中村安太郎であり⁷⁵、瀬長自身も、52年6月にはすでに林の主張する党組織の結成に同意している⁷⁶。林は、その後も沖縄の労働運動において活躍し、53年9月の全沖縄労働組合協議会結成にも中心的な役割を果たしており⁷⁷、こうした中で、同年に行われた第2回

メーデー大会は、人民党大会より一足先に軍事基地化反対と外国軍隊即時撤退の姿勢を明確にしている⁷⁸。

次に、人民党の土地闘争や日常闘争に関する方針について考察する。米国民政府は53年4月の布令109号「土地収用令」に基づき土地の接収を進めていった。54年10月の米軍政当局による人民党弾圧事件によって瀬長を含む人民党幹部が逮捕された直後、沖縄共産党組織内において、土地問題に全住民の力を結集し労働者の日常闘争と結びつけることで米国の弾圧に対抗し、アジア侵略のための沖縄基地化と闘うという方針が決定され⁷⁹、実際に、瀬長収監中に党活動の中心となった国場幸太郎は伊佐浜で積極的に土地闘争を支援した⁸⁰。また、特に50年に始まる基地建設ブームによって顕在化したような、土地収用・基地建設による農業中心の産業構造の破壊、低賃金による沖縄人労働力の買いたたき、米国軍人の犯罪などの、劣悪な労働条件の押し付けや人権無視も、人民党の抵抗の大きな動機となっていた⁸¹。

さらに、当時の国際情勢の変化にも人民党は影響を受けたように思われる。勿論、日本共産党とつながっているからには、人民党が中ソの平和攻勢に好意的であるのは当然であった。そしてさらに、米国の圧政と対照をなすA・A諸国、ここでも特に共産主義中国の平和擁護勢力としての台頭は、それらの地域への侵略基地と認識されている沖縄における人民党の基地反対・土地収用反対闘争における問題意識を強めた⁸²。

このように、53年以降、人民党の米国との対決姿勢は急速に強まっていき、「沖縄の永久原水爆基地化」への反対は、島ぐるみ闘争において、土地闘争を経済的な問題にすり替えることを最後まで拒否する非妥協的な抵抗の論理となったのである。

(3) 島ぐるみ闘争と米国

このような沖縄の政治指導者たちの論理は、56

年6月には、島ぐるみ闘争という住民の生活と直結する舞台を得て、住民大会においては沖縄全島で約15万人を動員し⁸³、12月には瀬長を那覇市長に当選させた。また、この事件を契機として日本本土でも各地で沖縄問題に関する国民大会、市民大会が開かれた。

こうした状況に際して在日米大使館は、一連の事件の日米関係に与える悪影響と、沖縄の祖国復帰感情の高まりを懸念し、本国の国務省に多くの提言を行うこととなる⁸⁴。これを受けて、ロバートソン（Walter S. Robertson）国務次官補は日本の国連加盟に乗じた復帰の主張、瀬長の市長当選、プライス勧告への反発などを懸念し⁸⁵、57年1月には、ダレス（John F. Dulles）国務長官への覚書で、沖縄統治の再検討のための両省間協議を国防長官に提案することを勧めた⁸⁶。こうして、沖縄に関する両省間の協議が始まることとなる。

4. 岸訪米と極東米軍の再編

以上に述べたような状況に直面した米国務省は、太平洋の米軍司令系統再編の準備を利用しつつ軍部との対韓対沖政策見直しのための折衝を行い、同じく57年6月に岸信介首相の訪米を設定することで対日政策の再調整を試みた。

結果として、日本は岸訪米によって米軍全地上戦闘部隊撤退の言質を得、また、安保条約改定の前段階を踏むことができた。勿論、この「成功」は、日本の異議申し立てに正面からそれに応えるものではなかったが、それ以上に、韓国と沖縄に関しては、この57年7月の時点では軍部の強硬な反対により、諸懸案への効果的な対処は殆どなされず、両地域での異議申し立ては黙殺される形となった。

韓国に関しては57年6月に核・通常両用兵器が在韓米軍に配備されることが発表されたが、それと引き換えに考慮されていた、援助の経済開発への効果的な運用のための、韓国軍縮小や、援助

管轄権限の国連軍司令部から大使館への移行は頓挫した。韓国軍削減に強硬に反対したのは李承晩大統領と米軍部であったが、後者の反対は、日本の軽武装路線と表裏一体の関係にあった⁸⁷。また、米軍の核・通常両用兵器であるオネストジョン・ロケット砲が、その存在が問題となっていた日本から韓国へと移動したが⁸⁸、韓国にも当時反核思想があったことは先述の通りである。

沖縄については、土地問題には新たな対処はなされず、祖国復帰問題も日本の「潜在主権」が再確認されるにとどまり、沖縄現地の最高責任者が米軍人から任命されるという仕組み、政治・経済的配慮から米政府内で議論にはなったが、結局は変わらなかった⁸⁹。また、岸訪米の準備段階で、米軍は日本において反核感情が中立主義的志向を増大させることを懸念し⁹⁰、外務省が日本に核戦力を送らないように米国に要求したこともあり⁹¹、そしてさらに、日本からの米軍撤退や、日本の基地使用の自由を制限する日米安保条約改定への配慮によって、従来からの米軍部の沖縄基地の重視はより固定化していったのである⁹²。さらに、日本からの地上戦闘部隊撤退の方針のもとに、日本に駐留する米海兵隊一連隊の沖縄への移動が実行されることとなる。この部隊はすでに沖縄に駐留していた米第3海兵隊の一部であったが、元来、1955年に行われたこの第3海兵隊の沖縄への移動こそが土地問題の大きな要因であった⁹³。

5. 異議申し立ての比較と「経済重視」

ここまでの分析を踏まえて、本節では、各国（または行政区域）の異議申し立てのタイミング、「強さ」の二点に注目してこれらを比較しつつ、その差異が米国の政策決定においてどのような意味をもったかを考察したい。

まず、タイミングについてである。日韓沖における異議申し立ては岸訪米準備の時点ではすでに顕著になっていたが、このように大きな動きとなり始めた時期には違いがある。

日本では、講和条約直後には、政党や知識人といった革新陣営が大人しい時期もあったが⁹⁴、53年の朝鮮戦争休戦以降、異議申し立てが再び盛り上がり始め、54年には福竜丸事件や在日米軍の分担金をめぐって、米国に政策転換を迫ることとなる。NSC5516/1において軍備増強よりも政治・経済的安定を優先する政策転換が示され、その後は日本における「国家のプライド」が米国政府内において議論されるようになる。岸訪米はこのタイミングで行われた。

しかし、韓国はといえば、民主党や進歩党の創設に向けた野党勢力の動きが活発化し始めたのは1955年に入ってからであった。その理由としては、1954年に「四捨五入改憲」として行使された李承晩の超法規的な政治手法への反発の他に、そもそも朝鮮戦争とその後の復興でそれ以前は異議申し立てどころではなかったことや、国民の共産主義との戦争の経験や、体制の反共的性格から、日本のような米国の政策に対立する主張が生まれにくかったことが挙げられる。一方、沖縄では1951年以降、ある程度の異議申し立ては行われたが、1954年には米軍当局のあからさまな弾圧によって無理やりそれらは押さえ込まれ、1956年6月になって再び噴出することとなる。米国が最初に対日政策を経済重視に転換したのは、勿論、米国が日本を地域を中心として重視していたということもあるが、沖縄、韓国において政策転換の必要性を感じるほど、事態が逼迫していると認識していなかったことも重要であった。

この議論をさらに精緻化するために、各国の異議申し立ての「強さ」について比較したい。これは、異議申し立て勢力と支持者の規模の他に、その内容が米国の政策にどれほど対立するかによって測ることができるだろう。そして、ここまで述べてきたような様々な国際的要因に影響を受け「同時多発的」に強まった異議申し立てを担った勢力は米国の政策と対立する方針を掲げることが多かったことから、そうした勢力が支持を受けるほど、

米国は緊急の対処を迫られたといえる。ここでいう国際的要因とは、ここまでの分析から、①朝鮮・インドシナ休戦とその後の緊張緩和、②反核感情の高まり、③A・A諸国の影響力の増大、④中国の台頭、⑤各国の経済の軍事的論理への従属、⑥米国の軍事的論理を基調とする対北東アジア政策であったと整理できる。こうした観点から見た時、日本、沖縄に比べて、韓国においては、進歩党でさえ米国の政策と対決する傾向が弱かった上に、後述するように、その後、実際に与党と最も強く対立するのは、こうした諸要因とは殆ど関係のない親米的な民主党であった。さらに、岸訪米や極東軍再編の準備における米国の政策決定の際にも、その審議過程で議題の多くを占めた日本や沖縄の異議申し立てに比べれば、韓国のそれはあまり注意を払われていない。この「強さ」が特にものをいうのは、岸訪米の後であり、沖縄における反米的な異議申し立ては収まらず、米国に政治・経済に対する配慮をする方向へと政策を転換させることとなるが、韓国の国内勢力は1956年の選挙以上に経済重視への転換の契機を米国に与えることはなかった。

以上のように、各国（もしくは行政区域）の異議申し立てに対し、米国側がどのような対処法を有効と思い、その対処法が各国における経済の安定・発展のための施策とどの程度親和性があったのかが、米国の「経済重視」への政策の転換と、転換後の政策の性質の違いを規定したと思われる。例えば、米国にとっての日本における最大の課題は、先述の通り中立化などによる日本の米国からの離反を防ぐということであり、米国はその手段として、無理のある軍事支出を要求しないことや、貿易促進の条件を整えることなどによって日本の経済発展を支援するという方策が有効だと考えた⁹⁵。沖縄においては、土地問題自体がそもそも経済問題的性格が強く、また、復帰運動を押さえ込み、米軍基地への住民の協力を得、左派勢力の支持基盤を増やさないためにも、住民の生活

水準の向上が志向された。しかし、韓国では、進歩党や民主党の経済的主張が最も影響力を持ったのは先述の大統領選挙においてであり、それ以降、問題となったのは、自由党と民主党の間の権力闘争の激化による政局の混乱や、与党の非民主的手法の採用といった政治的問題であった。米国政府内の実務者レベルでは韓国の経済開発を重視しようという動きもあったが、こうした最大の問題が直接経済的な問題とはつながらなかったことが、同じ周辺地域であっても沖縄や台湾⁹⁶に比べ、韓国で経済開発の政策がなかなか進まなかった要因の一つであったと思われる。

おわりに

1950年代中盤には、国際情勢における様々な潮流が、多様な形で各国内の政治的要因と結びつき、北東アジア全体における異議申し立てを強めていった。こうして米國務省は対日対韓対沖政策

の再調整による対処を迫られることとなるが、その変化の最初の重要な機会が岸訪米と極東米軍再編であった。しかし、結局、軍部の反対もあって、この時点では韓沖における「軍事の論理」優先という既成事実を変更するには至らなかった。さらに、日本を優先した米国の対処によって、この時期は（李承晩は望んだにせよ）核兵器と米軍は韓沖にという構図を固定化させる一つの契機となったと言えるだろう。

さらに、これらの異議申し立ての強さと性質が米国の「軍事から開発へ」の政策転換に強く関わっており、その結果、この転換が最も遅れたのが韓国であった。つまり、米国の政策転換を規定したのは、「地域内垂直分業」の他に、より根本的に、北東アジアの各国が当初どのように冷戦に巻き込まれたか、その巻き込まれ方とその後成立した国内体制が、各国内の人々に何を考え、何を発言することを促し、もしくは、逆に不可能にしたかという問題であったといえる。

- 1 道場親信「軍事化・抵抗・ナショナリズム」『現代の理論』第6号、2006年1月、p.76、84。
- 2 佐々木隆爾『世界史の中のアジアと日本』お茶の水書房、1988。
- 3 例えば、河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』東京大学出版会、1994、宮里政玄『日米関係と沖縄 1945—1972』岩波書店、2000、我部政明『戦後日米関係と安全保障』吉川弘文館、2007、Sayuri Shimizu, *Creating People of Plenty* (Kent, Ohio & London: The Kent State University Press, 2001) など。
- 4 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996。
- 5 同上、pp.19-20。
- 6 同上、p.262。
- 7 同上、pp.8-9。
- 8 沖縄については宮里、河野の前掲書を、台湾については、さしあたり、Nancy B. Tacker, *Taiwan, Hong Kong, and the United States, 1945-1992* (New York: Twayne Publishers, 1994); 前田直樹「第二次台湾海峡危機をめぐる米台関係」『現代台湾研究』第23号、2002を参照。
- 9 拙稿「1950年代における日本社会党の安全保障政策と国際政治」『年報 地域文化研究』第13号、2009。
- 10 『党活動』1952年1月10日。
- 11 『情報通信』1952年1月1日。
- 12 『社会タイムス』1953年9月23日、25日。
- 13 鈴木茂三郎「自主・中立と不可侵条約」大内兵衛他監修『鈴木茂三郎選集 第三巻』労働大学、1970、pp.336-340。
- 14 各政策方針を参照。『党活動』、1952年1月1日、1954年2月20日、1955年9月30日。
- 15 『毎日新聞』1954年9月10日夕刊。
- 16 『情報通信』1954年1月5日。
- 17 杉山元次郎他「日本社会党中国視察団報告書」1954年10月26日、鈴木茂三郎文庫、文書番号10-4-03-05、法政大学大原社会問題研究所；中北浩爾『1955年体制の成立』東京大学出版会、2002、p.175。
- 18 この一連の会談の安全保障に関する議論については『党活動』1955年7月5日と、『情報通信』1955年8月5日を参照。
- 19 『党活動』1955年9月30日。
- 20 例えば、Allison to Dulles, Sep. 9, 1954, *Foreign Relations of the United States 1952-1954 Vol.14 pt.2* (U.S. Government Printing Office, 1985) pp.1717-1720 (以下、FRUS) 参照。
- 21 NSC Report “NSC5516” April. 9, 1955, FRUS 1955-1957, 23-1 (U. S. Government Printing Office 1991) pp.52-62。
- 22 McClurkin to Robertson, “Japanese Socialist Parties Merger” Oct. 18, 1955, RG59, 794.00/10-1855, NA。
- 23 例えば、以下の文書を参照。Allison to Dulles, July 11, 1956, RG59, Embtel. 67, 794.00/7-1156, NA; Allison to Dulles, Aug. 8, 1956, RG59, Embtel. 309, 794.00/8-856, NA; American Embassy, Tokyo to the Department of State, Washington, “A Fresh Start with Japan” Sep. 21, 1956, RG59, Despach. 276, 611. 94/9-2156, NA。
- 24 서중석『조봉암과 1950년대 (상)』역사비평사、1999、pp.150-156。同書は、曹の思想を多面的・包括的に扱っている。
- 25 曹の思想の変遷について、李賢周「曹奉岩의 평화통일노선에 대한 검토 (1946 ~ 1958)」『韓国近現代史研究』18、2001を参照。
- 26 曹奉岩「우리의 당면과업」정태영『조봉암과 진보당』한길사、1991。
- 27 同上、p.464。
- 28 曹「평화통일에의 길」정태영他編『죽산 조봉암 전집 第1巻』世明書館、1999、p.449 (以下、それぞれ「길」と『全集』)。
- 29 「길」pp.426-427。
- 30 同上、pp.432-434、446。
- 31 同上、pp.433-434。
- 32 曹「평화통일의 구체적 방안」『全集』pp.454-455 (以下「방안」)。
- 33 홍석률『통일문제와 정치·사회적 갈등 1953 - 1961』서울대학교출판부、2001、pp.59-64。
- 34 「길」p.436。
- 35 同上、p.430。
- 36 「방안」p.457。
- 37 「길」p.438。
- 38 「진보당 강령 정책」정、前掲書、pp.576-579。
- 39 서、前掲書、p.376。「강령」pp.571-574。
- 40 「강령」、pp.596-597。
- 41 同上、p.575。
- 42 例えば、American Embassy, Seoul to Dept. of State, “Inaugural Convention of the Progressive Party”, RG59, Desp.205,795B.00/12-1156, NA。
- 43 『東亜日報』1956年4月15日、曹「내가 대통령에 당선되면」『全集』p.305。
- 44 Macy, “Report on Korea” Oct. 25, 1956, Eisenhower Library Documents, Office of the Special Assistant for National Security Affairs, OCB Series, Subject Series, Box.3. (憲政資料室)
- 45 『沖縄タイムス』1951年3月19日。
- 46 平良辰雄『戦後の政界裏面史』南報社、1963、p.280。
- 47 『第一回定例会 立法院会議録 (十四)』pp.15-16 (以下、『会期数 (号数)』)。
- 48 『沖縄タイムス』1952年11月13日、18日、12月23日。
- 49 『第一回 (二)』pp.65-66。
- 50 例えば、『第二回 (三)』p.29。
- 51 『沖縄タイムス』1953年10月17日。
- 52 同上、1954年1月29日。
- 53 兼次佐一『真実の落書』教宣社、1976、pp.272-273。

- 54 『第四回 (七)』 pp.77-81。
- 55 例えば、『第五回 (一)』 p.175。
- 56 『第三回 (一)』 pp.14-18。
- 57 安里積千代他「祖国への願い」『世界』129、1956年9月。
- 58 『沖縄タイムス』1956年12月20日。
- 59 同上、1957年2月17日。
- 60 例えば、鳥山淳他編『戦後初期沖縄解放運動資料集 第一巻』不二出版、2005、p.82 (以下、『資料集 巻数』。2巻のみ2004年出版)。この傾向は土地闘争自体の特徴でもあった。比屋根照夫・我部政男「土地闘争の定義」『国際政治』52、1974、pp.30-34。
- 61 人民党は1951年2月に復帰運動を反帝闘争と位置付けた。瀬長亀次郎『瀬長亀次郎回想録』新日本出版社、1991、p.76。人民党の反植民地闘争については、森宣雄「潜在主権と軍事占領」倉沢愛子他編『帝国の戦争経験』岩波書店、2006を参照。
- 62 『朝日新聞』1955年4月18日夕刊。
- 63 例えば、『沖縄タイムス』1955年5月21日。
- 64 国場幸太郎「沖縄の1950年代と現状」『情況』第二期-1巻第8号、2008年8・9月号、pp.72-73。
- 65 日刊労働通信社『戦後日本共産主義運動』日刊労働通信社、1955、p.728。
- 66 『資料集 1』 pp.51-59。
- 67 例えば『第一回 (二)』 p.25の発言を参照。
- 68 『第三回 (四)』 p.23。
- 69 『資料集 1』、pp.64-71、『資料集 2』、pp.46-62。この時期の日本共産党の対沖縄方針については、森、前掲論文を参照。
- 70 森前掲論文、p.250。
- 71 『資料集 3』 p.199。
- 72 同上、p.201。それ以外にも同上、p.228を参照。
- 73 『第四回 (五)』 pp.22-26。
- 74 『資料集 3』 pp.33、35、(5)。
- 75 同上、p.(3)。
- 76 林の手記は、この時沖縄の共産党が結成されたとしている。同上、pp.39、(4)。
- 77 同上、p.(6)。
- 78 中野好夫『戦後資料 沖縄』日本評論社、1976、pp.131-132。
- 79 『資料集 2』 pp.35、130-141。
- 80 『資料集 3』、pp.(32)-(33)。
- 81 同上、pp.46-62。
- 82 例えば、同上、pp.280-281、337。
- 83 『沖縄タイムス』1956年6月21日。
- 84 例えば、前掲の“A Fresh Start with Japan”。
- 85 Robertson to Murphy “FEC Desire for Prompt Promulgation of Proposed Executive Order Governing Administration of the Ryukyu Islands” Dec. 26, 1956, RG59, 794C. 0221/12-2656, NA.
- 86 Robertson to Dulles, “Desirability of Civilian Administration in the Ryukyu” Jan. 3, 1957, RG59, 794C. 0221/1-357, NA.
- 87 李、前掲書、pp.20-57。
- 88 New York Times, Feb. 8, 1958
- 89 詳細は河野、前掲書、pp.157-162を参照。
- 90 Sprague to Wilson, “U.S.-Japanese Relationship” June. 18, 1957, RG218, I-14456/7, Chairman's File: Admiral Radford 1953-1957, Box12, NA.
- 91 MemCon, “Defense and Security, etc” May. 8, 1957, RG59, 794. 5/5-857, RG59, NA.
- 92 CINCFE to Dept. of Army, Washington, June. 15, 1957, RG218, FE805390, Geographic File 1957, Box 11, NA.
- 93 『朝日新聞』1957年8月16日。『沖縄タイムス』1955年12月4日。
- 94 拙稿「1950年代の日本の知識人と国際政治」『アジア地域文化研究』第6号、2009も参照。
- 95 石井修「冷戦・アメリカ・日本 (三・完)」『広島法学』第9巻9号、1986年3月。
- 96 前田、前掲論文を参照。ただ、台湾においては、最大の政治的問題は、革新・進歩勢力の「異議申し立て」という形では表れなかった。

The Cold War and Objections in Northeast Asia in the 1950s

KOU Kenrai (The University of Tokyo Graduate School of Arts and Sciences)

In the early 1950's, the roles of the Northeast Asian states, including quasi-states like Okinawa, were formed as American Cold War policy was tied to the policies of each local government. However, at the same time, arguments of resistance to these roles were also formed in each state. This paper deals with those arguments. Since each state played a different role in America's Cold War policy, there were significant differences in the characters of their respective arguments of resistance. Nonetheless, these arguments share a common background since they appeared when these states became embroiled in the Cold War, and intensified there-

after amid the changing international situation in the mid-1950's. From 1957 onwards, these arguments of resistance pressed for the need to re-organization the US's policy on Northeast Asia. This paper examines the processes by which each of these arguments of resistance was simultaneously formed and developed and the critical factors of these developments, by focusing on the ideological changes of political leaders in each state. This paper treats Japan, Republic of Korea and Okinawa, because these states (and administrative district) were inextricably tied to each other within US policy vis-à-vis Northeast Asia.

